

平成30年第12回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成30年10月12日（金）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 三浦 保、見上 豪紀、畠山 範之
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
議案第46号 秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について
議案第47号 平成30年12月の定時登録日を定めることについて
報告第15号 裁判員候補者の予定者の選定について
報告第16号 検察審査員候補者の予定者の選定について
報告第17号 三種町選挙管理委員会委員補充員の辞職について

午前8時55分開会

石井書記長 おはようございます。只今から平成30年第12回三種町選挙管理委員会を開会致します。

はじめに委員長からご挨拶をいただき、そのあと進行方よろしくお願い致します。

嶋田委員長 おはようございます。第12回の委員会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。

今日の案件数件ありますけれども、どうか慎重なご審議いただきますようお願い致します。

それでは会の方進めさせていただきます。

会議録署名委員の指名ということで、本日は田村委員と加賀谷委員をお願い致します。

それでは、議案第46号「秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について」。事務局から説明の方お願い致します。

畠山書記 はい。議案第46号「秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について」。

漁業法第89条第1項の規定により、平成30年9月1日現在において調査した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を別紙のとおり調製する。

議案第４６号別紙をご覧ください。

こちらが今年度９月１日現在で調製した選挙人名簿となります。

まず、海区選挙権の要件でございますが、

- ①漁業者又は漁業従事者であること。
- ②その海区に沿う市町村に、住所又は事業場を有すること。
- ③１年に９０日以上、漁船を使用する漁業を営み又はこれに従事すること。この３要件に該当していることが必要となります。

毎年９月１日現在の状況に基づいて、９月５日までに選管に選挙人名簿登載申請書を提出していただくこととなっております。

海区の場合は、原則として、選挙権がある方からの申告に基づいて名簿を調製しますが、申請がない方につきましても、補充的に職権での登録が認められていますので、漁協の正組合員名簿をもとに職権により登録を行っております。

毎年１０月１５日までに選挙人名簿を調製することとなっております。

名簿の３頁に掲載しておりますが、今回の名簿登録者数は男４９人、女３人、合計５２人となります。ちなみに昨年度の登録者数は５１人でした。

以上で、議案第４６号の説明を終わります。

嶋田委員長　　はい。それでは名簿の方確認の上、何かございましたらご質問等よろしくお願い致します。

(各委員、名簿確認)

嶋田委員長　　昨年より一人増えたということですね。

このあとは告示ということになりますか。

畠山書記　　このあと、縦覧期間を経て、１２月上旬に報告ということになります。

嶋田委員長　　わかりました。

他にご意見、ご異議等なければ、これでよろしいでしょうか。
(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長　　ご異議無いようですので、議案第４６号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第４７号「平成３０年１２月の定時登録日を

定めることについて」事務局から説明の方をお願いします。

畠山書記

はい、平成30年12月の定時登録日を定めることについて。公職選挙法第22条第1項の規定により、平成30年12月の定時登録日を12月3日と定める。

説明致します。定時登録につきましては、公職選挙法において、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を、同日に選挙人名簿に登録しなければならないと定められており、1日が地方公共団体の休日に当たる場合、1日又は直後の休日以外の日に登録することとされています。

登録日を変更せず、1日に登録することも可能であり、登録日を直後の休日以外の日にする場合は、各市町村選挙管理委員会の議決又は専決処分により登録日を定め、これを告示する必要があります。

9月の定時登録の際も同様の議案を上程しておりますが、12月定時登録につきましても、1日が土曜日、2日が日曜日でありますので、直後休日以外の日を3日を登録日に定めるものであります。説明は以上です。

嶋田委員長

ご意見、ご異議等ございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長

ご異議無いようですので、議案第47号を原案どおり決定致します。

続きまして報告第15号、報告第16号については関連がありますので一括して上程致します。事務局より説明をお願い致します。

畠山書記

はい。始めに、報告第15号「裁判員候補者の予定者の選定について」。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第1項の規定により、裁判員候補者の予定者を次のとおり選定した。

- 1 選定人数 25人
- 2 裁判員候補者予定者名簿 別紙のとおり

報告第15号・第16号別紙をご覧ください。

1頁の「3 選定の結果」「(1) 裁判員候補者予定者」に今回選定した25名の名簿を載せています。

選定方法については、裁判所から配付されたプログラムを使用して、9月7日に9月定時登録の選挙人名簿から無作為抽出を行

っております。昨年度の候補者数は21名で、今年度の割当が4人増となっております。

続きまして、報告第16号「検察審査員候補者の予定者の選定について」。

検察審査会法第10条第1項の規定により、検察審査員候補者の予定者を次のとおり選定した。

1 選定人数 84人

2 検察審査員候補者予定者名簿 別紙のとおり

報告第15号・第16号別紙の2頁(2)「検察審査員候補者予定者」ア1群から最終頁まで名簿を載せています。

選定人数については、昨年と同じ84人となります。

選定の方法につきましても、裁判員と同様、9月定時登録の選挙人名簿のデータを使ってプログラムにより無作為抽出を行っております。

裁判員候補者及び検察審査員候補者の選定につきましては、いずれも選挙人名簿から抽出となりますので18歳から20歳未満の方が含まれてしまいますが、裁判所と検察審査会の方で確認しまして、最終的に消除されることになっております。

説明については以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿をご確認の上、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、名簿確認)

嶋田委員長 亡くなった方がいれば、それは裁判所、検察審査会の方で削除し、補充等はないということよろしいですか。

三浦書記 町では無作為に抽出し名簿を調整するだけですので、削除は裁判所及び検察審査会でということになります。

田村委員 名簿の中で、住所が県外の方もいます。

畠山書記 9月定時登録時の選挙人名簿からの抽出になりますので、この時点で選挙人名簿に載っていれば、今現在の住所が県外であっても抽出されることもあり得ます。

嶋田委員長 何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、報告第15号、16号を原案どおり

承認と致します。

次に、報告第17号「三種町選挙管理委員会委員補充員の辞職について」事務局より説明願います。

畠山書記 はい。報告第17号「三種町選挙管理委員会委員補充員の辞職について」ご説明いたします。

三種町選挙管理委員会委員補充員でありました檜森定勝氏より平成30年9月21日付でその職を辞したい旨の届出があり、委員長名で受理した旨の報告となります。なお、補充員の補充は、地方自治法第182条の規定により、そのすべてがかけた場合に行われるとされておりますので、今回の欠員により補充員の選挙は実施されません。

以上で説明を終わります。

嶋田委員長 ということで、補充については全員欠員になった場合にのみ行われるとされています。専決事項で受理しておりますのでその報告となります。

これについて何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、報告第17号を原案どおり承認と致します。

嶋田委員長 本日の議案審議は以上です。

お疲れ様でした。

午前9時19分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____